

【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】会議概要

会 議 名	令和6年度 第2回 【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】
事 務 局	福祉部 障がい援護課、障がい福祉課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	令和6年11月19日（火）
開催時間	午後2時00分 ～ 午後4時00分
開催場所	障がい福祉センターあしすと 5階ホール
出席者	別紙のとおり
欠席者	別紙のとおり
会議次第	1 開会あいさつ 2 議事 （1）「障害者差別解消法」の周知・PRについて （2）障害者差別解消法における合理的配慮等の相談対応について 【個別相談事例検討】 3 事務連絡 （1）今後の開催予定 （2）その他
資 料	1 前回のまとめ（資料1） 2 周知PRについて（資料2） 3 個別相談事例（会議終了後資料回収） 4 パンフレット（詳細版）「障害を理由とする差別をなくし合理的配慮を提供しましょう」 5 リーフレット（わかりやすい版）「事業者のみなさん 障がいのある人への合理的配慮を行いましょう」 6 チラシ「2024年TOKYO共生社会 障害理解啓発キャラバン」 7 チラシ「障害者と互いに理解し目指す共生社会」 8 チラシ「障害者の差別解消と“合理的配慮”を考える」 9 合理的配慮PRカード
そ の 他	公開状況：公開 傍聴：なし

（協議経過）

○和田事務局員

それでは定刻になりましたので始めます。本日はお忙しい中、令和6年度第2回足立区地域自立支援協議会権利擁護部会にご参加いただきありがとうございます。開会に先立ちまして本日の配布資料の確認をます。

【1】第2回権利擁護部会 次第

【2】前回のまとめ（資料1）

【3】周知PRについて（資料2）

【4】個別相談事例（会議終了後資料回収）

【5】パンフレット（詳細版）「障害を理由とする差別をなくし合理的配慮を提供しましょう」

【6】リーフレット（わかりやすい版）

「事業者のみなさん 障がいのある人への合理的配慮を行いましょう」

【7】チラシ「2024年TOKYO共生社会 障害理解啓発キャラバン」

【8】チラシ「障害者と互いに理解し目指す共生社会」

【9】チラシ「障害者の差別解消と“合理的配慮”を考える」

【10】合理的配慮PRカード

資料の不足はございませんでしょうか。

続いて、本日は傍聴人の方はいらっしゃいません。ただし、部会の後半では個別事例を取り上げるため、途中で傍聴人がいらっしゃった場合は非公開とします。それでは、令和6年度足立区地域自立支援協議会第2回権利擁護部会を開催いたします。はじめに、障がい援護課早川課長よりご挨拶申し上げます。

1 開会あいさつ

○早川委員

皆さん、こんにちは。障がい援護課長の早川でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。本自立支援協議会の目的としましては、地域の障がい福祉における課題の共有や議論を重ねて解決を諮るというところで存じ上げているところであると思いますが、事務局として皆様のお知恵を拝借したいと待ち望んでいたところです。今回上げるテーマは「障害者差別解消法」です。ご存じのとおり、今年度から法改正に伴い「合理的配慮の提供」が行政だけではなく民間企業でも義務化されました。しかし、未だに障がい福祉に関わる方以外の認識がなされていない状況です。今年度、障がい援護課に相談窓口を設けて、数件の相談がある状況です。法律が変わったばかりで内閣府で指針を示していますが判例はなく、正解も無く、はたまた、サービス提供者の合理的配慮の過重な負担か否かの判断基準も無い状況です。本日2つのテーマで、実際に私どもが相談の現場で受けた事例を紹介します。正解は無いと思いますが、皆様の中でいろいろな視点からご議論いただきたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○和田事務局員

次に、本日の進行について、ご案内いたします。本日の部会では、会議内容及び発言者名などを、議事録として後日、足立区のホームページで公開する予定です。そのため、議事の内容を録音しておりますので、ご了承願います。

続きまして、出席の委員の皆様のご紹介です。次第の裏面に出席委員の方々を記載させていただいております。なお、本日は花畑共同作業所の吉田委員が欠席でござい

ます。

今回は協議が活発に進み、発言を行いやすいように、席をコの字のような形にしており、一部グループワークでの検討をお願いします。また、冒頭で説明が漏れていましたが、追加の資料として、障がい者差別の事案にあたり自治体向け相談マニュアルの一部の、検討するにあたり素材となるフロー図を配付しております。

また、足立区手をつなぐ親の会の佐藤委員より「障害者と互いに理解し目指す共生社会」のチラシをいただいておりますので佐藤委員よりご紹介いただいてもよろしいでしょうか。

○佐藤委員

こちらは東京都福祉局主催の研修でしてオールオンラインで日中に開催しております。無料ですが参加者が少なく、加算につながる研修ではないので仕事中に受けられる方も少ないかと思いますが、当事者団体の方が講師を行っています。私も今週金曜日に東京都手をつなぐ親の会のキャラバン隊として新宿に出向き、「知的障がいのある方たちを知ろう、感じよう」といった講演を行います。昨年も、受けましたが、視覚障がいのある方や耳の聞こえない方といった当事者の方が講師となり話を伺うことができました。内容はそれぞれですが、お時間が有れば面白いのでご参加ください。

○和田事務局員

11月22日と12月23日に開催されますが、内容は異なるものでしょうか。

○佐藤委員

開催メンバーは異なりますが、内容は同じものを取り扱い、8～10人で行ってお

ります。基本的にオンラインにて合理的配慮等についてグループワークで話し合う形をとっております。締め切りは過ぎていますが、ぎりぎりまで受付を行っております。

○和田事務局員

佐藤委員ありがとうございます。所属でちらしを拝見していますが、個別に紹介いただけると興味がより湧くところであります。他の委員の皆様も引き続きこのように情報提供をいただければと思います。それでは、ここからの議事につきましては、平部会長に進行していただきます。平部会長、よろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 「障害者差別解消法」の周知・PRについて

○平部会長

権利擁護センターあだちの平と申します。

これから私が進行を務めます。どうぞよろしくお願いいたします。議事1は『「障害者差別解消法」の周知・PRについて』です。それでは事務局から説明をお願いいたします。

○和田事務局員

差別解消法の周知・PRについて「資料2」をご覧ください。障害者差別解消法の今年度4月からの改正事項として、事業者の合理的配慮の義務化、自治体の相談体制の充実といった2点について、周知PRを図るため様々な取り組みを行っております。

1点目は、リーフレット2種類、詳細版とわかりやすい版を各1,500部と3,

000部作製しております。ご覧のとおり障がい福祉課と障がい援護課と記載がありますが、昨年度中に作成したこともあり、問い合わせ窓口の連絡先等の記載が無かったため、合理的配慮のPRカードを作成しました。名刺大のものなので、字が少し小さいものですが、理由がありまして、イベントなどで配る際にSDGsを意識し、配りやすくお持ち帰りしやすいものになっております。「“対話”と“心づかい”でみんながくらしやすいまちに～合理的配慮～」の面に記載のある「合理的配慮の事例集はコチラ」の横のQRコードを読み込めば、内閣府のポータルサイトの事例にとべるようになっております。裏面の「合理的配慮とは？」では、障がいのある方や事業者の方の相談・お問合せに、私どもの所属の名前が入った相談窓口のご案内のQRコードが入っており、案内できる形になっております。

障がい援護課は障がいのある方の相談窓口としては、以前よりご案内の通りですが、事業者の合理的配慮の問い合わせもできることを周知しているところです。

「資料2」に戻りまして、2点目の「各ネットワークや事業者向けの説明」について、まず1つ目は「介護・福祉等」といった障がいがある方を支えているところに障がい者差別解消法を周知しているところです。記載の地域連携推進協議会や地域包括支援センター連絡会、福祉・医療・介護従事者へご案内しているところです。

2つ目は、精神医療部会、権利擁護部会、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」のワーキングでも、不動産屋や大家さんへの周知という話があがっていますが、これから「不動産業・貸主等へのセミナーでの説明」も予定しております。

3つ目は、イベントでの周知というところで、「あだち区民まつり、障がい者アート展、こころの健康フェスティバル」等で周知キャンペーンを行っていきたいと考えております。

4つ目は「ホームページ・SNS・広報」等です。ハッシュタグ付きでSNSへ掲載しております。事業者と言ってもどういったところにターゲットを絞ればよいかが難しく、ご意見いただきたいです。

「資料2」に記載の「特にご意見いただきたいところ」をご覧ください。

① パンフレットやリーフレットで取り上げられている事例の他、どんな事例（理解や合理的配慮）を取り上げたら良いか

② 効果的な事業者等へのPR方法は何か。相談窓口（基幹相談・権利擁護係の周知はどのようにすれば良いか。

の2点についてグループディスカッションにてご意見ををお願いします。

併せて区の取り組みについて、オブザーバで中沢自立支援係長が出席していますので障がい福祉センターでの合理的配慮の取り組みを簡単にお示しいただければと思います。

○中沢オブザーバ

障がい福祉センターあしすと自立生活支援係の中沢ですよろしくお願いいたします。

あしすとは合理的配慮について、個別相談を受けているところになります。基幹相談・権利擁護係では啓発周知を含め全般を行っています。あしすとは利用者様等から直接障がいのある方から相談いただき、個々に対応しています。今回いっしょに参加させていただきながら考えていきたいと思っております。併せて、あしすとで

は共に相談にご尽力いただいている「身体障がい者相談員・知的障がい者相談員」の研修といった枠組みで差別解消法や合理的配慮の勉強会を実施し、情報共有を図らせていただいております。

○和田事務局員

大学での合理的配慮の提供に対する取り組み状況についてはいかがでしょうか。

○中沢オブザーバ

足立区は大学がいくつか区内にありまして様々な分野で大学連携を積極的に図らせていただいております。そのなかで、障がい福祉センターとして何ができるかというところは、模索中です。

発達障がいといったキーワードと大学生の時期の青年期の二つを重ね合わせ、やはり青年期は学業や就職があり生活が大きく変わるところがあり、発達障がいについてどのような配慮が必要かという点も重要となります。

その中の一つとして、大学生活の中での合理的配慮の提供としては、やはり講義形式で行う授業ではなかなか情報が入りづらいため、「携帯電話を通じて文字化するようなツールで情報が入りやすくする」、「試験では集団から個室に分けて集中力をあげる」等、大学でも様々な配慮をされながら事例を進めているということです。先日は、連携の話やグループワークを行いました。

○和田事務局員

私の方も数年前に区内大学の合理的配慮のResearchを行いました、5年ほど経つと大学含め民間事業者さんの合理的配慮が進んでいると感じます。民間事業者さんの

柔軟さや技術革新等で、ずいぶん進歩されている部分もあると感じました。

ここまでの区の取り組みの報告でした。この後のお時間は、この区の周知・啓発について事例・内容・業種・取組方法などについて各グループでご意見いただければと思います。

2点ご案内があります。1点目は、区の事業の紹介を行いました、その他区からの情報提供があればグループ内の事務局から提供お願いいたします。2点目は、こういった周知が必要かという課題については「資料1」の右上に第1回権利擁護部会のまとめとして挙げさせていただきました。説明が前後しますが、第1回目権利擁護部会のまとめとして、4つのテーマにまとめさせていただきました。今日は右上にまとめられているテーマについてご意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○平部会長

それでは、このあと10分間、各グループで意見交換をお願いいたします。各グループから出たご意見については共有をしますので、委員さんと事務局でご相談いただき、ホワイトボードへの記入をお願いいたします。

グループワーク実施

○平部会長

皆さんありがとうございました。ホワイトボードにいろいろなご意見いただいたものが3グループ分集まっております。それでは事務局の方からよろしくお願いいたします。

○和田事務局員

まだ拾い切れていないところもあります
が、各グループで出たご意見は、「リーフ
レットは誰に対して作成しているものかが
不明」、「小中学校で理解を深める」、
「商店街の連合会や交通機関、事業者、不
動産会社に伝える」、「飲食店のメニュー
に点字が有ればよい」、「バスを途中下車
するときに配慮が必要と考える」、「ミラ
イロなどデジタルの利用について事業者の
理解を深める」といったものでした。その
他要望等有ると思いますので事務局の方
にお伝えいただければと思います。本日は
ご検討ありがとうございました。

（２）障害者差別解消法における合理的配 慮等の相談体制について【個別相談事例検 討】

○平部会長

続いては「議事（２）障害者差別解消法
における合理的配慮等の相談対応につい
て」です。権利擁護部会は障害者差別解消
支援地域協議会を兼ねており、相談事例の
共有を行いますので事例を取り上げたいと
思います。

個別事例のため、障がい者や事業者等の
情報管理の課題が有り、傍聴人には退席願
いますが、本日は傍聴人がいらっしゃらな
いため、事務局から説明をお願いいたしま
す。

（以下事例については非公開）

非公開部分

○平部会長

それでは、以上で本日予定されている議
事は終了となります。進行を事務局にお返
ししますのでよろしくお願いいたします。

３ 事務連絡

（１）今後の開催予定

○村滝事務局員

平部会長ありがとうございました。最後
に事務連絡をます。今後、第３回権利擁護
部会は令和７年２月５日水曜日の午後２時
から開催予定であります。場所は障がい福
祉センター５階ホールで行う予定です。

（２）その他

○村滝事務局員

その他セミナーのご案内があります。障
がい者差別解消・権利擁護セミナーが２回
あります。第１弾のテーマは「障がい者の
差別解消と“合理的配慮”を考える」で
す。１２月１６日月曜日の午後２時から午
後４時、場所は障がい福祉センター５階ホ
ールで開催予定であります。講師として弁
護士の関哉直人氏にお越しいただき、講演
いただく予定です。参考にチラシをお配り
していますのでご覧ください。続いて、第
２弾のテーマは「意思決定支援」です。１
月７日火曜日の午後２時から午後５時、場
所は障がい福祉センター５階ホールで開催
し、弁護士の水島俊彦氏に講師をお願いし
ております。ご興味のある方がいらっしや
いましたら事務局までお声掛け願います。
最後に、本日の議事録につきましては案が
できましたら、委員の方々にお送りします
のでご確認いただきますようよろしく願
いいたします。その他、連絡事項がある方
はいらっしゃいますでしょうか。いらっし
やらないようですので、本日の権利擁護部
会は終了とします。委員の皆様にはお忙し

いところご参加いただきありがとうございます。
ました。お忘れ物が無いようご退席ください。
い。個別案件につきましては個人情報となりますので、
卓上に資料を置いたままをお願いいたします。